

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	緩和措置			適用なし	審査
					適	例			
1	移動等円滑化経路等	移円	1	移動等円滑化経路(*1)上には、階段又は段を設けない	✓	1			
				2	出入口	移円	✓	1	移動等円滑化経路を構成する出入口は次に掲げるもの 幅85cm以上(直接地上に通ずる出入口・エレベーターのかご・昇降路の出入口を除く。)
2	直接地上に通ずる出入口の幅100cm以上	✓	-						
3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	✓	-						
3	廊下等	一般	✓	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等の床面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	✓	-		
				2	移動等円滑化経路を構成する廊下等はさらに次に掲げるもの				
		移円	✓	1	幅140cm以上	✓	-		
				2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		-		✓
3	授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設置し、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置し、その旨を付近に表示		②						
4	必要に応じて手すりを設けること		-	✓					
4	階段	一般	✓	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段は次に掲げるもの				
				1	段のある部分に連続した手すりの設置	✓	-		
				2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	✓	-		
				3	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	✓	-		
				4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	✓	-		
		5	主たる階段は回り階段でない	✓	3				
		2	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上はさらに次に掲げるもの						
1	段のある部分及び踊場の両側に連続した手すりの設置		④						
2	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	✓	4						
3	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	✓	4						
5	一般	-	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの				
				1	こう配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		-		
				2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-		
	移円	-	-	3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能		-		
				2	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)はさらに次に掲げるもの				
				1	幅140cm以上(階段に併設するものにあつては90cm以上)		-		
				2	こう配1/12以下		-		
				3	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置		-		
				4	連続した手すりの設置		-		
				5	両側に側壁又は立ち上がりの設置		-		
6	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		-						

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置		例外措置	適用なし	審査		
6	エレベーター及びその乗降ロビー	移円	✓	1	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは次に掲げるもの	✓	-					
				1	かごは利用居室、みんなのトイレ、障がい者用駐車区画のある階及び地上階に停止							
				2	かご・昇降路の出入口の幅80cm以上(延床面積が5,000㎡を超える建築物にあっては90cm以上)							
				3	かごの奥行き135cm以上							
				4	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし							
				5	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置							
				6	かご内にかごが停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置							
				7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置							
		8	乗降ロビーに面する操作盤まで、視覚障がい者を適切に誘導できる配慮									
		-	-	-	-	2	延床面積が2,000㎡以上で、不特定かつ多数の者が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターはさらに次に掲げるもの	-	-			
						1	かごの幅140cm以上					
						2	車いす使用者の転回に支障のない構造					
						3	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーはさらに次に掲げるもの					
						1	かご内にかごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置					
2	かご内及び乗降ロビーの操作盤(車いす使用者対応操作盤以外に操作盤を設ける場合にあってはその操作盤)は、点字等(*2)視覚障がい者が円滑に操作できる設備											
3	かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置											
7	特殊な昇降機	移円	-	1	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(*3)は次に掲げるもの	-	-					
				1	エレベーターにあっては次に掲げるもの						1	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの
											2	かごの幅70cm以上
											3	かごの奥行き120cm以上
											4	車いす使用者がかご内で方向転換する必要がある場合は、かごの幅、奥行きを十分確保
				2	エスカレータにあっては平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの							

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適用			審査
					適	緩和措置	例外措置	
8	便所	✓	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げるもの	✓	-		
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ				
			2	便所内に次に掲げる構造のみんなのトイレを1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)の設置				
			1	腰掛便器が適切に配置されていること				
			2	便器の両側に手すりを設け、片方は可動式				
			3	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保				
			4	一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置				
			5	出入口にすべての人が利用できる旨の表示				
			6	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる洗面器の設置				
			7	すべての人が使いやすい設備を適切に設置				
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置				
			4	ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便房及び便所の出入口にその旨を表示				
			5	ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便所の出入口にその旨を表示				
			2	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置き(壁掛式にあっては受け口の高さが35cm以下)の便器を1以上設置				
9	シャワー室又は浴室	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室等を設ける場合は次に掲げるもの	-	-		
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ				
			2	1以上(男女別々の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの				
			1	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置				
			2	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保				
			3	出入口は次に掲げるもの				
			1	幅85cm以上				
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
10	宿泊施設の客室	-	1	全客室の1/50(1室未満の端数切上げ)以上は車いす使用者用客室を設置	-	-		
			2	車いす使用者用客室は次に掲げるもの				
			1	便所は次に掲げるもの				
			1	腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること				
			2	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保				
			3	出入口の幅80cm以上				
			4	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
			2	浴室は次に掲げるもの				
			1	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置				
			2	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保				
3	出入口の幅80cm以上							
4	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし							

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	緩和措置			適用なし	審査	
					適	例				
11	観覧席又は客席	-	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は次に掲げるもの	-	-	-		
				1	出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に全席数の1/50(1席未満の端数は切り上げ)以上、車いす使用者のためのスペースを設置					
				2	車いす使用者のためのスペースの水平部分は間口90cm、奥行140cm以上					
				3	車いす使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、こう配が1/12以下の傾斜路を設置					
				4	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					
				5	集団補聴設備その他の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設置					
12	敷地内の通路	✓	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路は次に掲げるもの	✓	-	-		
				1	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ					
				2	段がある部分は次に掲げるもの					
				1	手すりを連続して設けること					
				2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能					
				3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造					
				3	傾斜路は次に掲げるもの					
				1	こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを連続して設置					
				2	傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能					
	移円	✓	-	-	2	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路はさらに次に掲げるもの(*4)	✓	-	-	
					1	幅140cm以上				
					2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
					3	傾斜路は次に掲げるもの				
					1	幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)				
					2	こう配1/20以下				
					3	連続した手すりを設置				
					4	両側に側壁又は立ち上がりの設置				
					5	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置				
6	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置									
13	駐車場	-	✓	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は次に掲げるもの	✓	-	-		
				1	障がい者用駐車区画を、全駐車台数が200台以下の場合にあつては1/50、200台を超える場合にあつては1/100に2を加えた数以上設置(いずれの場合も1未満の端数は切り上げ)					
				2	障がい者用駐車区画は幅350cm以上、奥行600cm以上					
				3	障がい者用駐車区画は当該駐車区画から利用居室(利用居室がない場合は、道等)までの経路ができるだけ短くなる位置に設置					
				4	障がい者用駐車区画には障がい者用である旨を表示					
				2	障がい者用駐車区画の付近に利用居室(利用居室がない場合は、道等)までの経路についての誘導表示を設置					
3	駐車場の入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨の表示									
14	標識	-	✓	1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の付近に、次に掲げるそれらの存在を知らせる標識を設置	✓	-	-		
				1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置					
				2	表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合すること)					
15	設案備内	-	✓	1	建築物又はその敷地には次に掲げる案内設備を設置	⑩	-	-		
				1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置を表示した案内板等の設備を設置					
				2	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所の配置を点字等(*2)で視覚障がい者に示す設備を設置				11	✓

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和	例外	適用	審査
						措置	措置	なし	
16	公共的通路	一般	1	公共的通路の1以上は次に掲げるもの					
			1	歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路は次に掲げるもの					
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、十分な高さの空間を確保	-				
			2	通路面には段差を設けない	12				
			3	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置	-				
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-				
			3	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	-				
			4	主たる階段は回り階段でない	3				
			5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	-				
			6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	-				
			2	屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は次に掲げるもの					
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、天井高さ250cm以上	-				
			2	通路面には段差を設けない	13				
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置	-				
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-				
			3	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	-				
			4	主たる階段は回り階段でない	3				
			5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	-				
			6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	-				
			17	レジ通路	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は1以上は次に掲げるもの		
1	レジカウンターの高さ及び形状は高齢者、障がい者が利用しやすい構造	-							
2	幅85cm以上	-							
			3	レジ通路の前後に車いす使用者が転回できる空間を確保	-				
18	洗面所等	-	✓	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器等を設ける場合(みんなのトイレ内のものを除く。)は1以上は次に掲げるもの				
			1	車いす使用者が円滑に利用できる構造	✓	-			
			2	洗面器の左右にカウンター又は手すりを設置	✓	-			
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	✓	-			

建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	適	緩和措置		例外措置		適用なし	審査					
19	更衣室・脱衣室	-	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合は1以上は次に掲げるもの	-	-	-	-							
				1	出入口の幅85cm以上											
				2	当該室に入るための通路、出入口及び室内の床に段差その他の障害物を設けないこと											
				3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ											
20	手すり	-	✓	1	手すりを設ける場合は次に掲げるもの	✓	-	-	-							
				1	誘導を考慮し、連続して設置											
				2	便所、浴室等の移乗等を補助する手すりは、動作に応じて、水平・垂直型のものを設置											
21	点・線状ブロックの敷設	-	✓	1	点状、線状ブロックは原則として黄色	✓	14	-	-							
				2	次に掲げる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する経路を構成する部分には点状ブロックを敷設											
				1	廊下の、階段の上下端又は傾斜路(階段に代わり、又は併設するものに限る。)の上端に近接する部分								✓	15		
				2	階段の踊場の、段の上下端に近接する部分								✓	16		
				3	傾斜路の踊場の、傾斜路の上端に近接する部分									17		✓
				3	視覚障がい者移動等円滑化経路(*5)は次に掲げるもの								✓	18		
				1	点状、線状ブロックにより又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置								✓	19		
	2	敷地内の通路で車路に近接する部分に点状ブロックを敷設		-		✓										
	3	敷地内の通路で段のある部分の上下端又は傾斜路がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設	✓	20												
	4	公共的通路には次に掲げる部分に点状ブロックを敷設														
	1	建築物外部の通路の、段の上下端に近接する部分		-												
	2	建築物外部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分		21												
	3	建築物内部の通路の、階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分		22												
	4	建築物内部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分		21												
5	建築物内部の傾斜路の踊場の、傾斜路の上端に近接する部分		23													
5	建築物外部の公共的通路では、敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設		24													
6	建築物内部の公共的通路では、道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設		-													

*1	移動等円滑化経路は次に掲げる地点間を結ぶ経路で、それぞれの地点に対して1以上の経路
ア	道等から、不特定かつ多数の者が使用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)にいたる経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービスを営む店舗については、直接地上へ通じる出入口のある階(以下地上階)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
イ	利用居室からみんなのトイレまでの経路(利用居室がない場合は、道等からみんなのトイレまでの経路)
ウ	障がい者用駐車区画から利用居室までの経路
エ	建築物が公共用歩廊の場合、一方の側の道等から当該歩廊を通過し他方の側の道等を結ぶすべての経路
*2	点字等とは次に掲げるもの
1	文字等の浮き彫り
2	音による案内
3	点字及び前2項に類するもの
*3	平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの
*4	地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、「道等」からではなく、「当該建築物の車寄せ」からとする。
*5	道から案内設備又は案内所までの経路のうち不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する経路の1以上

※ 「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する」とある部分については条例規則第5条第4項の規定により「多数の者が利用する」と読み替える場合がある。

緩和措置

- 1 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設している場合は、階段又は段を設けてもよい。
- 2 ①他に授乳及びおむつ交換ができる場所を設ける場合は、設置しなくてよい。
②次に掲げる建築物で5,000m²以上のもの以外には、設けなくてもよい。
病院又は診療所（患者の収容施設を有するもの。）、集会場（冠婚葬祭施設を含む。）、公会堂、公民館、展示場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設、複合施設
- 3 回り階段以外の階段を設けることが空間的に困難な場合は、回り階段とすることができる。
- 4 別表第4の6の項の基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合は、この規定に従わなくてよい（ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。）。
- 5 自動車の駐車のために供する施設に設けるものについては、適用しない。
- 6 次に掲げる建築物以外には、設けなくてもよい。
0m²以上………公衆便所
200m²以上………幼稚園、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、集会場（冠婚葬祭施設を含む。）、公会堂、公民館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、博物館、美術館、図書館、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
1000m²以上……劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、ホテル、旅館、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、地下街その他これらに類する施設、複合施設
- 7 ①他におむつ交換ができる場所を設ける場合は、設置しなくてよい。
②次に掲げる建築物で1000m²以上のもの以外には、設けなくてもよい。
幼稚園、病院、診療所、助産所、施術所、薬局、集会場（冠婚葬祭施設を含む。）、公会堂、公民館、展示場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、飲食店、郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室、地下街その他これらに類する施設、複合施設
- 8 当該客室と同じ階にみんなのトイレが1以上（男女別々の場合はそれぞれ1以上）設けられている場合は、整備しなくてよい。
- 9 10の項の(2)のイに掲げる浴室と同等の共用の浴室等が同一建築物内に1以上（男女別の場合それぞれ1以上）ある場合は整備しなくてよい。
- 10 案内所を設ける場合は設置しなくてよい。

-
- 11 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置が容易に視認できる場合は設置しなくてよい。
-
- 12 次に掲げるいずれかの場合は段差を設けてもよい。
①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
a 連続した手すりを設置
b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大ききことで傾斜路を容易に識別可能
c 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
d こう配1/20以下
e 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
f 両側に側壁又は立ち上がりの設置
g 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
-
- 13 次に掲げるいずれかの場合は段差を設けてもよい。
①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
a 連続した手すりを設置
b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大ききことで傾斜路を容易に識別可能
c 傾斜のある部分に近接する通路及び踊場の部分に点状ブロックを敷設。ただし、こう配が1/20以下の傾斜の上端に近接するもの、高さが16cm以下の傾斜の上端に近接するもの、又は直進で長さ250cm以下の踊場に設けるものは不要
d 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
e こう配1/12以下
f 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
g 両側に側壁又は立ち上がりの設置
h 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
-
- 14 周辺の床材との対比を考慮して色彩、輝度比の面で黄色と同程度の色彩効果があると判断される場合黄色としないことができる。
-
- 15 次に掲げる場合は設置しなくてよい。
①こう配が1/20以下の傾斜部の上端
②高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の傾斜部の上端
③自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
④点状ブロックの敷設が利用上特に支障になる場合
-
- 16 次に掲げる場合は設置しなくてよい。
①自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
②段のある部分と連続して手すりが設けられているもの
③長さが250cm以下で直進するもの
-
- 17 次に掲げる場合は設置しなくてよい。
①こう配が1/20以下の傾斜部の上端
②高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の傾斜部の上端
③自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの
④傾斜のある部分と連続して手すりを設けるもの
-

18 次に掲げる部分は視覚障がい者移動円滑化経路として整備をしなくてよい。

①案内所から直接地上に通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路に適合する場合は、当該出入口から案内所までの部分

②道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設である場合、その経路

19 進行方向を変更する必要のない風除室内では点状、線状ブロックを敷設しなくてもよい。

20 次に掲げる場合は設置しなくてよい。

①こう配が1/20以下の傾斜部の上端

②高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の傾斜部の上端

③傾斜のある部分又は段のある部分と連続して手すりを設ける踊場等

21 長さ250cm以下の直進のものの場合は設置しなくてもよい。

22 次に掲げる場合は設置しなくてよい。

①こう配が1/20以下の傾斜部の上端

②高さが16cm以下の傾斜路の上端

23 次に掲げる場合は設置しなくてよい。

①傾斜路のこう配が1/20以下の場合

②傾斜路の高さが16cm以下の場合

③踊場の長さが250cm以下で直進する場合

24 道路の歩道に沿って設ける歩道状空地には設けなくてもよい。
